

修復的司法と少年司法

多田圭汰

- 1、はじめに
- 2、修復的司法とは
- 3、刑事司法との違い
- 4、三者から見た刑事司法と修復的司法
- 5、修復的司法の実践
- 6、結論

1、はじめに

はじめに、私がなぜ修復的司法を取り上げ、これについて調べようと思ったのか、述べてみようと思う。

修復的司法という手続きの存在についても、私は前期のゼミナールで初めて知った。その中で、刑事司法を用いることなく、少年犯罪という複雑な問題を、対話など穏便な方法で解決することは実際にできるのだろうか、と疑問に思うことがあった。

さらに私自身、少年法について興味を持ったきっかけとして、「なぜ卑劣な罪を犯した少年たちが少年法によって守られ、また社会へ復帰させてしまうのだろうか」という疑問を抱いたことが挙げられる。つまり元来私は、非行を行った少年たちには刑罰を科すべきであり、保護や更生のような働きかけは非行少年たちには甘い、という考えを持っていた。そうであるなら、このような修復的司法の考え方は、もっと甘いものであり、このような取り組みは行うべきではないと考えていた。

現状、日本の少年犯罪は減少傾向にあり、平成 24 年以降は戦後最少を記録し続けていた。しかし、令和 4 年には、少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員はわずかに増加¹し、さらに最近では、北海道江別市の未成年を含む大学生らの集団暴行致死事件など、少年による凶悪犯罪は後を絶たない。

このような現状を見るに、やはり現在の少年に対する司法や処置では、事足りない部分が出てきているのではないか、と置いていたとき、授業で紹介された修復的司法について

¹ 令和五年版犯罪白書 第 7 編 少年非行の動向と非行少年の処遇

知り、もっと深掘りしてみようと思ったのである。

そこで、今回は修復的司法がどういったものなのかを改めて説明したうえで、現在の刑事司法の問題点等を見ていきながら、日本の少年司法に修復的司法を取り入れるべきかについて考えていこうと思う。

2、修復的司法とは

修復的司法とはどのようなものか、見ていこうと思う。

犯罪を、復讐＝応報の原理に基づいて裁く従来の刑事司法に対して、犯罪によって「損なわれた関係性の修復」を目指すものが、修復的司法である。簡潔に言えばこうなる。

修復的司法の定義について、最も引用されるものは、トニー・マーシャルによるもので、「ある特定の犯罪に何らかの関係を持つ当事者すべてが一同に会し、その当該犯罪の事後をどう扱うか、またその未来に向けたインプリケーションについて一緒に解決する手続きである」²としている。私自身、最もわかりやすいなと思ったのが、ハワード・ゼアによる、「おかされた罪悪を可能な限り正し、癒すために、その罪悪による損害、ニーズ、果たすべき責任をすべての関係者がともに認識し、語る協力的な手続きである」³というものだ。「一緒に解決する」、「語る」とあるが、これは決して、「許しと和解」を目的としたものでもなく、「調停」でもない、とハワード・ゼアは言う。勘違いされやすいポイントはここで、私も勘違いしていた。この修復的司法の目的は、許しと和解を奨励し、それを強制するものではない。許しも和解も、被害者が決めることで、これらの決定に対していかなるプレッシャーもかかってはならない。そして、「調停」でもない。多くの修復的プログラムが、被害者や加害者との出会いと会合を含めて作られている点において、調停プログラムと似ているから、勘違いされることが多いのだが、それとはまったく違う。「調停」は、「紛争当事者の間に第三者が介入して、双方の互譲と合意のもとに和解させること」⁴

² 平山真理「修復的司法をめぐる研究動向」日本犯罪社会学会 編『犯罪社会学研究 第27号 2002年』（現代人文社、2002年）119項。

³ ハワード・ゼア著、森田ゆり訳『責任と癒し 修復的正義の実践ガイド』（築地書館、2008年）50項。

とあり、「双方の互譲」、つまり、両者ともにある程度の責任を負うということが前提で行われる。修復的司法は、加害者が責任を負うことは前提であり、加害者は誤った行動を自ら言語化し認めることが重要な要素となる。この時点で、私の最初の考えは間違いであったとわかる。修復的司法は、加害者に対して「甘い」とかそういうものではなく、加害者は罪を認めたとうえで、もとあった関係のかたちを修復していく手続きであるため、論点の立ち位置が違ったように思える。

上記に挙げた二つの定義に、「当事者すべて」、「すべての関係者」とあるが、これは、「被害者」、「加害者」、そして「コミュニティ（地域社会）」のことを指す。修復的司法は、これら三者のニーズを満たし、加害者は責任を負うことに重きを置く。

では、これら三者がそれぞれ修復的司法によってどのようなニーズを満たしていくのか見ていく。

（１）被害者のニーズ

- ・安全と選択権の確保
- ・情報提供や疑問に対する回答
- ・真実を語ること
- ・加害者からの補償
- ・自分の身に起きた出来事が、道義的に間違いだと認められること

参考書類にはほかにも複数挙げられていたが、私はこの５つに絞りたい。

まずは安全。これは被害を受けた者が最も重要視するものだろう。そして、回復のために自由な意思決定ができるようにエンパワーすることも含まれる。次に、情報。被害者は起きた出来事について知りたいことが多くある。なぜそれが起きたのか、どうしてそうなったのか、など。これは裁判や聴取など法的に抑制された場から出るものではなく、当事者からのリアルな、本物の情報を必要としているはずである。そして、真実を語ること。被害の経験を乗り越えるためには、自分に起きた真実を繰り返し語ることが必要である。自分の経験を、それを引き起こした人物に向かって語り、被った影響を理解させることは重要である。そして加害者からの補償も大事なものである。実際の損失に埋め合わせをする意味でも、それが刑罰であったとしても、失ったものを何かしらの方法で補填されるニーズはあるはずだ。最後に認められること。被害者は自分に起きたことが道義的に許されないことであったことを公的な場で認められ、それが起こってし

まった身に共感をしてくれる人を求めているはずである。

このようなニーズを満たし、ケアされ、関心が向けられることで、犯罪によって生じた関係の修復ができるようになると思う。

(2) 加害者のニーズ

- ・自らがしたことに対する説明責任
- ・人間性を認める
- ・コミュニティに帰属するためのサポート

以上の四つだが、最も大事なポイントが、加害者の説明責任である。大前提として、修復的司法にかかわる加害者はその加害について当然認めている必要がある。そして、それを償い、責任を負うという気持ちも必要である。そうでない場合は、修復的司法は適さない。そして加害者自身の人間性を認めてもらうこと。さらに、もともとあったコミュニティに帰属するためのサポートも必要になる。加害者自身も自らの傷を癒し、支援されながら修復へと向かうのである。

(3) コミュニティのニーズ

- ・彼らもまた被害者だという認識
- ・犯罪行為の根本的な原因がコミュニティにあることを認識すること

修復的司法の特徴的な世界観として、直接的な被害者や加害者だけでなく、被害を受けた周りの人についても考える。もし泥棒に入られたなら、その隣人も、次は自分なのではないかと不安になる。加害者の家族も、当然被害を受ける。コミュニティもまた、ニーズを持つ被害者である。そして後でも述べるが、コミュニティは加害者でもある。少年に影響を与えるのは彼らを取り巻くコミュニティである。これらを改めて認識させる機会に、修復的司法はなりうるのである。

3、刑事司法との違い

従来の刑事司法では、犯罪とは国家に対する侵害であり、国家が被害者に代わって加害者に対し刑罰を科すものである。つまり、被害者やコミュニティはあまり当事者として登場しない。「責任を取ることは」、「服役すること」「刑期を全うすること」であり、それ

は現行の少年司法の少年院送致等の措置と通ずるところがある。それに対し、修復的司法では、被害を受けた人に対して直接的に説明責任を果たすことを指し、さらには加害者やコミュニティに対してもアプローチをかけ、それぞれのニーズを満たし、被害を修復するための措置を講ずるものである。つまり、刑罰重視の刑事司法と、ニーズ重視の修復的司法の両者には、根本的な違いがあるといえるのだ。

次では、被害者、加害者、コミュニティの三者からみた、刑事司法と修復的司法についてみていこうと思う。

4、三者からみた刑事司法と修復的司法

修復的司法の枠組みでは、犯罪によって最も影響を受けたのは被害者の人生であると認めている。先ほども述べたように、刑事司法制度においては、国家が被害者に代わって被害側の役割を担う。しかし、実際に被害を受けているのは、国家ではない。そして犯罪による後遺症に苦しまなければならないのも、国家ではない。刑事司法は、加害者に対してふさわしい刑罰を与えることに躍起になるばかりで、被害者のニーズを忘れていて、とジュダ・オウドションは言う⁵。実際に被害を受けた者に対して、直接的にアプローチをかけ、そのニーズが最優先されるのが、修復的司法の刑事司法との大きな違いである。被害者も少年とは限らないが、長い将来のために、そのトラウマを乗り越え、癒しを与える方法として、修復的司法は効果的なのではないかと思う。

続いて加害者。現在の司法制度の中では、起きたことや加害者が果たすべき役割について触れないまま、加害者が判決を受け、刑期を全うすることもありうる。これは少年司法でも同じではないかと思う。少年院に収容され、更生へのプログラムをこなしていただくだけでは、不十分な節はあると思われる。ただ非行少年と分別され、自分の犯してしまった事実に向き合う機会もあまり与えられていないかもしれない。このような点で、対話等による修復的なプログラムは、加害少年にとっても、社会復帰への一歩を踏み出しやすい仕組みになっているのではないかと思う。

最後にコミュニティ。同書⁶で、ジュダ・オウドションは、「コミュニティは加害者でもあり、犯罪の被害や根本的な原因に対処する責任を負っている」と述べる。刑事司法で

⁵ ジュダ・オウドション『非行少年に対するトラウマ インフォームドケア 修復的司法の理論と実践』（明石書店、2023年）230項。

⁶ ジュダ・オウドション 前掲注5 234項。

は、コミュニティはほとんど登場しない。犯罪は法と国家に対する侵害であるため、そこにコミュニティは絡んでこない。少年が法に触れるような事態を招くのは、その少年を取り巻く社会（コミュニティ）なのではないか。少年の選択に影響を与えた状況は何も変わらないのに、なぜ少年だけが刑事司法システムのなかで変わらなければならないのか。という主張をする。これは私自身もその通りだと思う。刑事司法では、個々の加害者の責任だけに焦点を当て、根本的な原因にアプローチできていないと思われる。少年の周りの環境は少年の非行と大きく関わるものである。

以上、三つの観点から、修復的司法と刑事司法との違いをみてきた。刑事司法制度では、犯罪を国の規則と法律に対する損害であると捉える。一方で修復的司法は、人とコミュニティに対する損害と捉える。成長段階の少年たちにとって必要なものは、非行に走った原因を突き止めるためのプログラムに参加することではなく、人とのかかわりあいの中で生きていく、という正しい線路に戻してやる、という修復的な考え方なのではないか、と私自身思うようになった。

5、修復的司法の実践

ここでは、ファミリー・グループ・カンファレンス（以下、FGC）を紹介したい。ニュージーランドでは、FGCが少年法司法全体の中核となっている。FGCの理念としては、以下の四つが挙げられる。

- ① 子供と青少年とその家族、もしくは家族集団が子供に影響を与える判断・決定をするのに可能な限り参加すべきであるということ。
- ② 子供と青少年とその家族と家族集団との関係を可能な限り保つこと。
- ③ 子供と青少年の福祉家族又は家族集団の安定性について、可能な限り子供と青少年にどのような影響があるのか常に考慮し、判断すること。
- ④ 子供と青少年の望みに対して考慮することである。⁷

上記に何度も登場する、「家族集団」が特徴であり、これには、加害者の家族、被害者の家族、そして対象少年の部族の代表者まで、関わる者の周りの家族がみなFGCに参加する。そして、一番特徴的な参加者が、少年司法コーディネーターである。少年司法コーディネーターは、FGCの場のセッティングから、参加者のFGCへの理解も徹底させる。主に会議の進行を行い、出た合意について、レポートにま

⁷ 大竹智『ニュージーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンスの現状と課題』（実践女子短期大学紀要、2010年）

とめ、参加者に配る。加害者の家族のみで話し合う時間、徹底的な質疑応答などを通して、それぞれのニーズを満たしていく。FGCの終着点は、先ほども述べたように、許しや和解、調停ではない。関係修復に向けた具体的な計画を立て、それを実行するプロセスを決めるのである。実際、FGCによって合意に至ったケースは95%、参加者の満足度は80%と高い水準で行われている。

6、結論

ここまで、修復的司法とはどのようなものか、三者の関わりを見ながら、刑事司法との違いについてもみてきた。では最後に、「日本の少年司法に修復的司法を取り入れるべきか」について、もう一度私の意見を述べて、レポートを終わろうと思う。

第一に、修復的司法は、被害者にとって、なぜ被害に遭ったのか、過去のトラウマを払拭する機会となりうる。さらに、被害者と加害者、そしてコミュニティとの関係修復を試みるものであるからして、被害者の社会復帰という点でも有用である。

第二に、加害者にとっても、自らの罪を反省しながら被害者との関係修復、社会復帰、司法への不安感までも解消できる要素にもなりうる。

第三にコミュニティだが、コミュニティは少年へのいい影響も悪い影響も与えることを再認識する機会となりうる。そして、少年を元のコミュニティに戻せるかどうかを直接見る機会にもなりうる。

以上、三者の立場から見て、私は修復的司法は有用なものであり、日本の少年司法に取り入れてもよいと考える。